

## ○熊谷市学校運営協議会規則

平成29年2月27日教育委員会規則第3号

改正

平成29年3月31日教育委員会規則第6号

## 熊谷市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき、市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成29年教委規則6号〕

(設置)

第2条 熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

全部改正〔平成29年教委規則6号〕

(基本的な方針の承認)

第3条 対象学校の校長（以下「校長」という。）は、毎年度、対象学校の次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織の編成に関すること。

2 校長は、前項の規定により承認された方針に従って学校運営を行うものとする。

一部改正〔平成29年教委規則6号〕

(組織)

第4条 協議会は、委員8人以内で組織する。ただし、2以上の学校について1の協議会を置く場合については、この限りではない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の児童又は生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域の住民
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

一部改正〔平成29年教委規則6号〕

(委員の任期)

第5条 協議会の委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成29年教委規則6号〕

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、協議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議事に加わることができない。

(会議の公開)

第8条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(学校運営に関する意見の申出)

第9条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

一部改正〔平成29年教委規則6号〕

(情報の提供)

第10条 協議会は、第2条第2項に規定する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう、その活動状況を公開するなど、情報の提供に努めなければならない。

全部改正〔平成29年教委規則6号〕

(協議等)

第11条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して協議及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適正な合意形成を行えるよう、必要な情報の提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第12条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったとき、又は委員が次の各号のいずれ

かに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 次条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為があったとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任するときは、当該委員に解任の理由を明示した書面を交付しなければならない。

一部改正〔平成29年教委規則6号〕

(守秘義務等)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す行為
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
- (3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となる行為

一部改正〔平成29年教委規則6号〕

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が、その他協議会に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

一部改正〔平成29年教委規則6号〕

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日教委規則第6号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。